

# 都営下馬アパート周辺地区 街づくりニュース

第28号  
令和元年(2019年)5月  
世田谷区世田谷総合支所  
街づくり課

このお知らせは、地区計画等の区域(太子堂一丁目全域、下馬一丁目の一部(28~44番)、下馬二丁目の一部(1~16番、19~44番)、三軒茶屋一丁目の一部(5~7番))に居住の方、及び土地・建物の所有者の方にお届けしています。

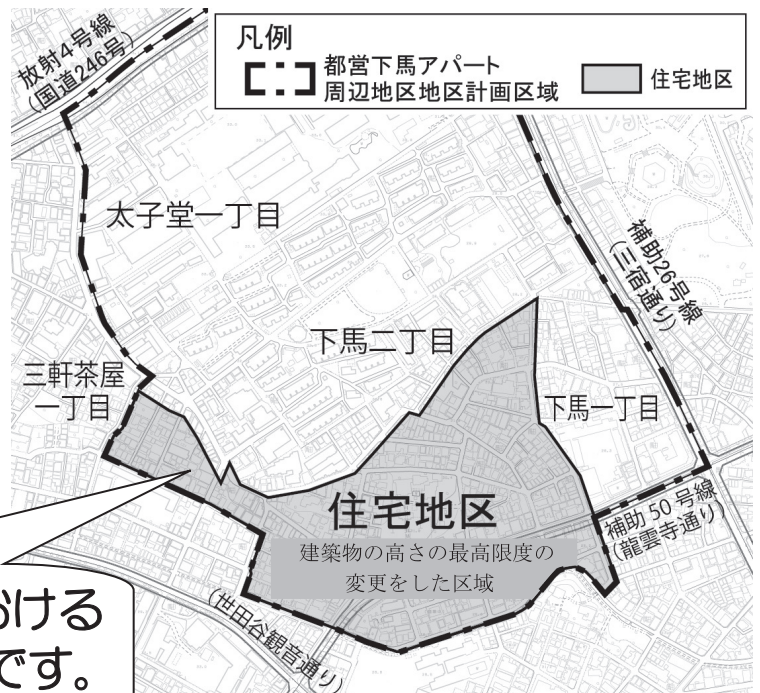
## 都営下馬アパート周辺地区 地区計画等を変更しました

日頃より世田谷区の街づくりにご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

このたび、世田谷区では、これまで地区の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、平成31年4月1日に、都営下馬アパート周辺地区地区計画及び地区街づくり計画の変更告示を行いました。

変更之际し、皆様のご理解、ご協力ありがとうございました。

変更したのは「住宅地区」における建築物の高さの最高限度のみです。



### 都営下馬アパート周辺地区

地区計画  
地区街づくり計画  
新たな防火規制

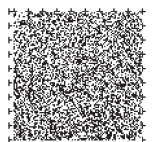


世田谷区

福祉・福祉窓口 〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 区役所2階2号窓口  
世田谷総合支所 世田谷区世田谷4-22-33 TEL: (03) 5432-2872 FAX: (03) 5432-3055  
街づくり課 世田谷区ホームページ: <http://www.city.setagaya.jp>

地区計画の変更にあわせて案内パンフレットの作成を行いました。地区計画及び地区街づくり計画の内容の詳細については、同封されているパンフレットをご覧ください。裏面お問い合わせ先までご連絡ください。

都営下馬アパート周辺地区 地区計画(変更)  
地区街づくり計画(変更)  
変更告示 平成31年4月1日

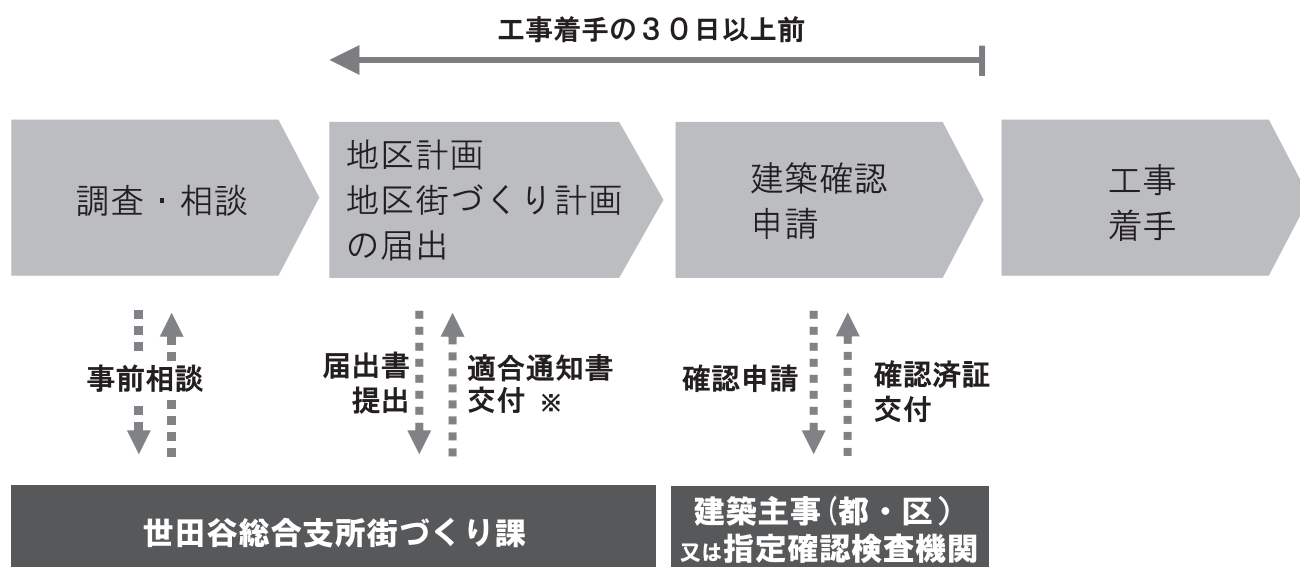


## ■届出に関するご案内

地区内で、以下の建築行為等を行う方は、工事着手の30日以上前で、かつ建築確認申請の前までに世田谷区への届出が必要となっています。建築行為等をお考えの方は、世田谷総合支所街づくり課までご相談ください。

- 土地の区画形質の変更
- 建築物等の用途の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

## ■事前相談から工事着手までの流れ



※適合していない場合は要請及び勧告を行うことがあります。

## ■お問い合わせ先

### 世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

担当：河合（かわい）、黒岩（くろいわ）、高澤（たかざわ）、杉本（すぎもと）  
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-22-33 （第3庁舎2階24番窓口）  
電話：03-5432-2872（直通） ファクシミリ：03-5432-3055

●今回やこれまでの街づくりの取り組みは、世田谷区のホームページで公開しています。  
ホームページ <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00034724.html>